

**気候変動枠組条約第 11 回締約国会議 (COP11)  
及び京都議定書第 1 回締約国会合 (COP/MOP1)  
アジェンダ要約**

平成 17 年 11 月  
地球環境対策部  
矢尾板 泰久

**1 開催概要**

- 日程 11月28日(月)～12月9日(金)
- 開催地 カナダ・モントリオール
- 会議場 Palais des Congres de Montreal
- 議長 COP11 議長：ステファン・ディオン環境大臣(カナダ)  
COP/MOP1 議長：ステファン・ディオン環境大臣(カナダ)

**会合の暫定スケジュール (FCCC/CP/2005/1 参照)**

11月28日 (月)	11月29日 (火)	11月30日 (水)	12月1日 (木)	12月2日 (金)	12月3日 (土)
歓迎セレモニー COP11 開会 COP/MOP1 開会 SB23 開会	SB23	COP 全体会合 COP/MOP 全体会合 SB23	Informal Groups	Informal Groups	Informal Groups
12月4日 (日)	12月5日 (月)	12月6日 (火)	12月7日 (水)	12月8日 (木)	12月9日 (金)
	Informal Groups	SB23 閉会	閣僚級会合	閣僚級会合	閣僚級会合 COP11 閉会 COP/MOP1 閉会

\* CDM 理事会第 22 回会合は 11 月 23 日(水)～25 日(金)開催

**2 気候変動枠組条約及び京都議定書の批准状況**

- 気候変動枠組条約批准国 188カ国及びEC  
[http://unfccc.int/parties\\_and\\_observers/parties/items/2352.php](http://unfccc.int/parties_and_observers/parties/items/2352.php)
- 京都議定書の批准状況  
[http://unfccc.int/files/essential\\_background/kyoto\\_protocol/application/pdf/kpstats.pdf](http://unfccc.int/files/essential_background/kyoto_protocol/application/pdf/kpstats.pdf)  
2005年9月19日現在、京都議定書締約国は、156カ国( EC含む )  
我が国を含めて批准手続きを済ませた附属書 国の 1990 年の CO2 排出量は附属書 国全体の 61.6%となっている。京都議定書は 2005 年 2 月 16 日に発効している。

### **3 主要トピック**

**\* アジェンダ参照先**

[http://unfccc.int/meetings/cop\\_11/items/3394.php](http://unfccc.int/meetings/cop_11/items/3394.php)

#### **3-1 COP11 及び COP/MOP1 の主な流れ**

- COP11及びCOP/MOP1の開会を記念する歓迎セレモニーが2005年11月28日月曜日に開催される。この歓迎セレモニー後、COP10の議長がCOP11の開会を宣言する。COP11の開会会合では、暫定議題項目1を取り上げる。またCOPは、COP11議長の選出、議題書の採択、会議の構成を含めた暫定議題項目2の一部の議論も行う。COPは、その議題項目をSBに付託することがある。その後、COPは、暫定議題項目8を取り上げ、京都議定書5条2項規定の調整に関する問題についての決定書草案を検討し、この決定書草案のCOP/MOP1での採択を提案する。
- COP/MOP1はこの後に開かれ、COP/MOPでは、暫定議題項目の1及び項目2の一部の手順に係る問題を取り上げるが、これには議題書の採択、作業の構成が含まれる。COP/MOPは、その議題項目をSBに付託することがある。その後、開会会合は散会となる。
- SBSTA23及びSBI23は、11月28日月曜日に開会される。SBは12月6日火曜日にその作業を終了する。COP11及びCOP/MOP1では、過密な作業スケジュールとなることが予想されるため、SBセッションで結論が出されなかった項目はSB24に持ち越しとなる。
- COPは、11月30日水曜日プレナリー会合を開く。また、COP/MOPも同日にプレナリー会合を開く。
- COPとCOP/MOPの合同会合は、12月7日 - 9日の合同の閣僚級会合中に開催され各国の閣僚及び代表団の長が出席し、国としてのステートメントを発表する。ステートメントの持ち時間は3分間。
- 閣僚級会合は、合同会合としての決定は行わないことを了解した上で、招集される。国連機関、国連計画、専門機関、関連組織の代表、及び政府間組織や非政府組織の代表もステートメントを発表する。閣僚級会合は、12月9日金曜日に終了する。COPとCOP/MOPの別々の会合で、このセッションの決定書及び結論書が採択される。
- 本会合開催中、会場及びその周辺で条約事務局、各国政府代表団、国際機関、専門機関、環境 NGO などが主催するサイドイベントが多数開催される。サイドイベントスケジュールについては、下記を参照。  
[http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events\\_list.html](http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events_list.html)

### 3-2 COP 関連

- **COP12 の日付及び場所 (Agenda 2(h))**
  - COP11において、COP12の日付及び場所を決定することが求められる。京都議定書13条6項により、COP12はCOP/MOP2と一緒に開催される。COPは、2006年11月6日 - 17日にすることで合意した。アジェンダ作成時(9月2日)、どの締約国もCOP12のホスト国の希望を申し出していない。申し出がない場合、COP12及びCOP/MOP2は、ドイツ・ボンで開催される。地域グループ間での輪番にならうと、COP12はアフリカ地域グループの順番となる。
- **会議日程、2006-2010年 (Agenda 2(i))**
  - COPは、IPCCから出されているCOP13を4週間延期し、2007年12月3日 - 14日とするとの要請を採択するよう求められる。
- **条約の約束及び他の条項の実施状況検討 (Agenda 4)**
  - 以下の議題項目を、COP11での採択のための決定書または結論書の提案のためSBSTA、SBIに委託することが求められる。
    - : 特別気候変動基金
    - : 地球環境ファシリティー
    - : 附属書 国からの国別報告書
    - : 技術開発と技術移転
    - : 適応策と対応措置に関するプエノスアイレス作業計画
    - : 後発途上国基金
  - COPは、非附属書 国からの第二次国別報告書及び当てはまる場合には第三次国別報告書の提出に関する、SBI22から送られた決定書草案を採択するよう求められる。

### 3-3 COP/MOP 関連

- **COP/MOP1に提起された決定書の採択 (Agenda 3)**
  - COP/MOP1での採択が提案されている決定書草案は19件であり、COP7、COP8、COP9、COP10の報告書に含まれる。これら決定書草案のうち、4件は、その後COPが採択した決定書により、改正されている。さらに、京都議定書14条・気候変動枠組条約8条(事務局の設置)に加えて、COP/MOP1での作業を容易にするため、事務局の準備した概論(compendium)がある。この概論は、全ての決定書草案の文章をまとめたもので、COPは、COP/MOP1での採択を提案している。
  - 概論の構成
    - (a) 概論の作成で用いられた方法を説明する概要
    - (b) 採択用の決定書案の全文章
    - (c) その後のCOPの決定により改訂された決定書草案をまとめたもの
    - (d) 決定書草案の原案の文章、及び改定案を含めたCOP決定書の報告書引用箇所
  - 概論参照先 : FCCC/KP/CMP/2005/3 : FCCC/KP/CMP/2005/3/add.1  
: FCCC/KP/CMP/2005/3/add.2 : FCCC/KP/CMP/2005/3/add.3  
: FCCC/KP/CMP/2005/3/add.4

□ **CDM理事会の報告とCDM理事会の委員選挙 (Agenda 4)**

- CDM理事会は、CDM規則手続きの2-5項の規定に則り、COP/MOPの各回の会合において、その活動に関する報告を行う。COP/MOPは、CDMに対する権限を行使し、年次報告を検討し、指導を行い、当てはまる場合には決定をする。この年次報告は、CDM実施の進展状況に関する情報を提供する。進展事項には、CDMプロジェクトの登録、暫定的な指定運営組織の認定、ベースラインやモニタリング方法での新しい方法論の承認、そのような方法論のまとめ、UNFCCCのCDMサイトを通じたCDM情報へのアクセス改善、CER発行に必要なCDM登録簿のさらなる発展がある。
- CDM運営計画 (マネジメントプラン) の策定が進められている。マネジメントプラン2005-2006 は、2005年後半から2006年のCDM理事会の活動計画、規模等を示す計画書であり、COP/MOP1に提出される。
- COP/MOP1は、コンタクトグループを結成し、このグループの議論の結果、このグループがCOP/MOP1での採択のため提起する決定書草案を検討する。

□ **6条監督委員会委員の選挙を含めた京都議定書6条の実施 (Agenda 5)**

- COPはそのCOP7で、京都議定書6条、12条、17条に則ったメカニズムの原則、特徴、範囲に関する決定書15/CP.7に加えて、京都議定書6条の実施に対するガイドラインを含めた決定書16/CP.7、及びその附属書を採択した。決定書16/CP.7には、COP/MOP1で採択されるべき決定書-CMP.1(6条)が含まれており、この決定書は、決定書16/CP.7及び、また当該決定書草案は、6条の実施、そして、6条プロジェクトから発生するERUの検証を監督する6条監督委員会の設立に関するガイドラインの採択を必要とする。
- COP/MOP1は、6条監督委員会の運営第一年度での作業計画の要素を含めた、6条監督委員会へのガイダンスを提供する決定書草案を作成するため、コンタクトグループを結成する。またCOP/MOP1は、6条監督委員会の委員及び委員代理の指名と、委員及び委員代理の選出について協議するよう、議長に求める可能性がある。
- マラケシュ合意における6条監督委員会に関する抜粋
  - : 6条監督委員会は、京都議定書締約国からの委員10名で、以下のように構成されるべき。
    - (a) 経済移行諸国の附属書 国から3名
    - (b) 上記(a)に記載されない附属書 国から3名
    - (c) 非附属書 国から3名
    - (d) 小島嶼国から1名
  - : 委員の任期は2年、最大任期は2期。(委員代理の任期は含めない)
  - : 設立時は、任期2年として5名の委員と5名の委員代理、任期3年として5名の委員と5名の委員代理を6条監督委員会とする。その後毎年、COP/MOP1は任期2年の新委員5名と委員代理5名を選出する。
  - : 議長と副議長を、1名は附属書 国から、もう1名は非附属書 国から選出する。議長と副議長のポジションは、附属書 国の委員と非附属書 国の委員とで毎年交替する。
  - : 年に二回以上開催する。
  - : 定足数となるには、附属書 国からの委員の過半数と非附属書 国からの委員の過半数となる、6条監督委員会委員の3分の2が出席していなくてはならない。
  - : 6条監督委員会の決定は、可能な限り全員一致によって採択されるべき。

困難な場合には、会合に出席し投票した委員の4分の3の多数決で決定。

- **京都議定書規定の遵守に関する手続きとメカニズム (Agenda 7)**
  - COPは、その決定書24/CP.7において、京都議定書の遵守に関する手続き及びメカニズムを含めた文章を採択し、COP/MOPがその第一回会合で、京都議定書18条の見地から京都議定書規定の遵守に関する手続きとメカニズムを採択するよう提案した。京都議定書に、「京都議定書規定の遵守に関する手続き及びメカニズム」を追加するよう京都議定書を改訂するとのサウジアラビアの提案は、2005年5月26日にUNFCCC事務局へ提出された。
  - COP/MOPは、コンタクトグループを結成して、COP/MOP1で採択される提案を検討することが求められる。
  - COP/MOPは、遵守委員会委員と委員代理の指名に関し協議を行う。
  - マラケシュ合意における遵守委員会に関する抜粋
    - ：本委員会は、総会、議長団及び2つの部門（促進部・執行部）から成る。
    - ：本委員会は、COP/MOPが選出する20名の委員で構成され、そのうち10名は促進部の任務遂行のために選出され、10名は執行部の任務遂行のために選出される。
    - ：各部は、議長と副議長をその構成委員から2年任期で選出し、このうちの1名は附属書 国から、もう1名は非附属書 国からとする。
    - ：本委員会による決定の採択には、少なくとも委員の4分の3が出席していなければならない。
    - ：本委員会は、可能な限り全員一致によって採択されるべき。困難な場合には、最後の手段として、委員の少なくとも4分の3の出席と投票における過半数で採択される。執行部による決定の採択には、これに加えて、附属書 国からの委員で出席かつ投票したものの過半数、及び非附属書 国からの委員で出席かつ投票したものの過半数を必要とする。
  
- **京都議定書3条9項：**  
**条約の附属書 国に含まれる締約国による今後の期間での約束の検討 (Agenda 11)**
  - COP/MOPは、第一約束期間が満了する少なくとも七年前に当該約束の検討を開始すると規定している。COP/MOPは、この項目をプレナリーでの議論を通して検討する。

### **3-4 SBSTA 関連**

- **気候変動に対する脆弱性・適応・影響の科学的・技術的・社会経済的側面 (Agenda 3)**
  - COPは、COP決議1/CP.10により、気候変動に対する脆弱性・適応・影響の科学的・技術的・社会経済的側面に関するSBSTAの5カ年作業計画を作成するよう要請した。この5カ年作業計画作成を推進するため、セッション中ワークショップがSBSTA22の会期中に準備された。その後、SBSTAは作業計画に関する決定書草案に対する添付文書案 (FCCC/SBSTA/2005/4)を検討し、さらにCOP11での決定書草案採択をめざして、SBSTA23で決定書草案と添付文書案を検討し、詳細を詰めることで合意した。SBSTAは、第23回会合前に、作業計画作成推進のため、非公式のワークショップを2005年10月17日 - 19日にドイツ・ボンで開催した。SBSTAは、非公式ワークショップの成果を検討し、5カ年作業計画の詳細をまとめ、決定書草案の

COP11での採択をめざす。

- **気候変動の緩和に対する科学的・技術的・社会経済的側面 (Agenda 4)**
  - COPは、COP決議10/CP.9により、SBSTAが緩和の科学的・技術的・社会経済的側面に関する作業開始とCOP11でのこの分野での作業報告を行うよう要請した。本議題の検討促進のため、SBSTAはSBSTA 20、21、22に於いて、緩和に関するセッション中ワークショップを開催した。SBSTAは、第22回会合で、SBSTA議長ガイダンスの下、事務局がセッション中ワークショップで提起されたテーマについて報告書をまとめるよう要請した。同報告書は、文書FCCC/SBSTA/2005/INF.5にまとめられている。SBSTAは、決議10/CP.9の要請により、緩和の科学的・技術的・社会経済的側面に関する作業についてCOPに報告するよう求められる。
  
- **伐採木材製品 (Agenda 5(a))**
  - SBSTAは附属書 国が伐採木材製品に関する最新データと情報や、国別温室効果ガスインベントリ及び土地利用、土地利用変化、森林のためのグッドプラクティスガイダンス利用のための1996年改定IPCCガイドライン利用に関する経験について情報を提出するよう求めた。SBSTAは、事務局がこうした提出物や締約国からのこれまでの提出物や国別GHGインベントリ報告書に含まれる伐採木材製品に関する情報を編集し、SBSTA 23で検討するよう求めた。SBSTAは提供された情報の検討を開始し、今後どのような活動が必要となるか決定する。
  
- **土地地利用・土地利用変化・森林のための共通報告様式 (Agenda 5(b))**
  - COP決議13/CP.9により、2005年期限のインベントリ提出をカバーする試験期間に同決議添付文書の土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)の共通報告様式(CRF)の表分類を利用するとCOPが決定した。SBSTAは出席者が提出した見解文書や表利用経験に関する情報を考慮に入れ、毎年のインベントリに関するUNFCCC報告ガイドラインに対するLULUCF共通報告様式の表に修正が必要かどうか決定し、必要な場合はCOP11での採択をめざして決議案を付託するよう求められる。
  
- **その他の環境条約や議定書の目的達成のために、決議12/CP.10に記載されたCDMに基づくプロジェクト活動実施の影響 (Agenda 6(b))**
  - COPは、COP決議12/CP.10により、CDM理事会と協力の上、他の環境条約や議定書、特にオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の目的を達成するため、CDM規定プロジェクト活動実施の影響に関して、SBSTAがCOP/MOP1に対する勧告書を作成するよう求めた。これは、条約の3条1項及び1条5項の定義において確立された原則を考慮に入れつつ、特にHFC23破壊の目的で認証排出削減量(CER)を獲得したいプロジェクト参加者による新たなHCFC-22ファシリティ設立に関わるものである。SBSTAは、第22回会合で、出席者に対して次の点に関する各自の見解を2005年8月5日までに事務局に提出するよう要請し、オブザーバーや関連国際機関に対して各見解を提出することを認めた。
  - SBSTAは事務局に対して、締約国からの提出物をSBSTA23で検討できるようmisc文書としてとりまとめるよう依頼した。締約国からの提出物は文書FCCC/SBSTA/2005/MISC.10、国際機関からの提出物は文書FCCC/SBSTA/2005/MISC.11、

事務局が作成した情報文書は文書 FCCC/SBSTA/2005/INF.8. に記載。  
許可されたオブザーバーからの提出物は UNFCCC ウェブサイトで掲載される。

- **京都議定書に基づく国際取引ログ管理者報告書 (Agenda 7)**
  - COPは、COP決議16/CP.10により、国際取引ログ(ITL)管理者に対してCOP/MOPに組織上の調整や活動・リソースに関する要件について毎年報告し、登録簿システム運用向上に必要な提言を行うよう要請した。
  - 予算不足のため、ITLは、今年の予想より1年遅れ2006年下半期まで稼働しない見通し。
  
- **技術開発と技術移転 (Agenda 8)**
  - COPは、COP決議6/CP.10により、事務局がUNFCCC技術情報センター (TT: CLEAR)と地域及び国別技術情報センター間のネットワーク構築をめざした作業を継続し、その成果をSBSTA23に報告するよう奨励した。パイロット事業に関する第1次報告書は、文書FCCC/SBSTA/2005/INF.9.に記載される。同決議により、SBSTA23に先立ち、条約4条5項の履行拡大のために意義深く効果的な枠組み実施を拡大するための提言づくりをEGTTに要請した。SBSTAは、第22回会合で、本作業実施についてEGTTを案内するための付託条件について合意した。同作業の結果は、決議4/CP.7に則り、COP12でEGTTのレビューにインプットを提供する。
  - EGTTのレビューに関して、どのような活動を行いたいかが決定し、必要な場合は締約国と事務局にガイダンスを提供する。決議案を付託し、必要な場合はCOP11での採択をめざした技術に関する今後の作業を付託する。
  
- **CO2の回収及び貯留に関するIPCC特別報告書 (Agenda 10)**
  - 2003年2月、IPCCの第20回全体会合 (IPCC-20) にて、第3作業部会によるCO2の回収及び貯留に関する特別報告書 (SRCCS) 作成が決定された。第3作業部会の第8回会合 (WG -8)及びIPCC-24が、2005年9月22日 - 24日及び9月26日 - 28日に、カナダ・モントリオールで開催された。各会合には、各国政府及び非政府組織を代表する220名以上が出席した。WG -8ではSRCCSについての作業を完了し、政策立案者向けサマリー (Summary for Policy Makers: SPM)の文章を承認し、特別報告書の基となる科学的、技術的評価を受諾し、SPMの改訂に伴い一貫性を図るための特別報告書の調整を承認した。IPCC-24では、WG -8 でのSRCCS に関する決定を受諾した。それにより、この報告書は編集と出版段階に進むこととなった。
  - IPCCはSBSTAに対してSRCCSの主要な発見について発表し、SBSTA23で報告書に関するSBSTA - IPCC共催のサイドイベント開催に向けて調整が行われる。

### **3-5 SBI 関連**

- **附属書 国からの国別報告書 (Agenda 3)**
  - SBIは、条約及び京都議定書の規定に基づき、附属書 国が提出した情報を、2006年 - 2007年に数回、検討しなければならないことを想起した。SBIは、2006年 - 2007年の検討プロセスの合理化に関し、締約国及び事務局にガイダンスを提供することが求められる。
  
- **非附属書 国からの国別報告書 (Agenda 4)**

- COPは、その決定書2/CP.9において、事務局に対し2005年4月1日までに非附属書国から事務局に提出された全ての第一次国別報告書に含まれる情報をCOP11での検討のため、編集し統合するよう要請した。SBIは、報告書を検討し、フォローアップ行動に関し提案する。
- **条約の下でのキャパシティービルディング (Agenda 8)**
  - 決定書2/CP.10は、SBIに対し、そのSBI23で決定書2/CP.7に則った定期的なキャパシティービルディング活動を監視する目的での行動について、検討するよう要請した。SBIは、この問題を検討する。
- **京都議定書の下でのキャパシティービルディング (Agenda 9)**
  - 決定書2/CP.7及び決定書3/CP.7は、COP/MOPが、そのCOP/MOP1において、これら決定書の附属書に示されるキャパシティービルディングのフレームワークを再確認し、決定書を採択することを提案しており、当該決定書には、京都議定書の実施に関係するキャパシティービルディングを追加の優先分野とするとの言及を付け加えるよう提案した。SBIは、締約国からの提出意見に基づき、COP/MOP1での採択に向け、非附属書国に関する決定書及び経済移行国に関する決定書という二つの決定書草案を作成するよう求められる。
- **条約4条8項及び9項の実施 (Agenda 10)**
  - (a) 適応とその対応措置に関するブエノスアイレス作業プログラム (決定書1/CP.10)
    - サウジアラビア政府は、そのSBI22への提出書類の中で、事務局に対し決定書1/CP.10に関する議論継続のため、上記の項目をSBI暫定議題に追加するよう要請し、特にこの決定書が要求する専門家会議及びワークショップを強調した。SBIは、この議題について議論する。

以 上